

○甲南大学先端生命工学研究所特任研究助教及び博士研究員の勤務及び待遇等に関する施行細則

平成25年9月20日

常任理事会承認

改正 平成27年3月13日

令和元年11月22日

(目的)

第1条 この細則は、甲南大学先端生命工学研究所特任研究助教及び博士研究員の勤務及び待遇等について定める。

(勤務)

第2条 特任研究助教及び博士研究員の1週間当たりの勤務日は、原則として4日以上とし、その勤務時間は40時間とする。

2 前項にかかわらず、勤務時間の変更を必要とする場合には、先端生命工学研究所長の許可を得なければならない。

3 特任研究助教及び博士研究員は、出勤日に指定の出勤簿に押印しなければならない。

(給与)

第3条 給与は、次のとおりとし、毎月21日（当日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日）に支給する。

(1) 特任研究助教の給与（月額）は、300,000円から500,000円の範囲で能力、経験に応じて理事長が学長と協議の上、その都度定める。

(2) 博士研究員の給与（月額）は、270,000円から406,000円の範囲で能力、経験に応じて理事長が学長と協議の上、その都度定める。

2 月の途中において採用された場合又は退職した場合の給与は、発令日を基準として、日割計算で支給する。

3 疾病等により、15日間を超えて勤務できない場合には、給与を減額することができる。

(通勤交通費)

第4条 特任研究助教及び博士研究員に甲南学園通勤手当支給細則に準じて通勤交通費を支給する。

(控除)

第5条 給与から控除されるものは、所得税法等で定められたものとする。

(任期及び雇用契約)

第6条 特任研究助教の任期は、原則として1年とする。ただし、研究上特に必要と認めた場合は、1年ごとに通算3年を超えない範囲で更新することができる。

2 博士研究員の任期は、原則として1年とする。ただし、研究上特に必要と認めた場合は、1年ごとに通算5年を超えない範囲で更新することができる。

3 特任研究助教及び博士研究員の任用は、当該者と学校法人甲南学園との間で雇用契約を締結することにより行う。

4 第1項及び第2項にかかわらず、契約期間内であつても、研究プロジェクトにおける業務終了をもつて、雇用契約を解除することができる。

5 特任研究助教又は博士研究員としての雇用契約前に、任用されようとする職種以外の有期雇用契約期間（当該契約が平成25年4月1日以降に始まるものに限る。）がある者については、その期間を第1項又は第2項と通算して5年を超えることができない。

6 前項でいう特任研究助教又は博士研究員以外の職種の有期雇用契約が満了した日と任用されようとする特任研究助教又は博士研究員としての雇用契約の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間があり、当該期間が労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に定める要件を満たすときは、当該期間前に満了した有期雇用契約の契約期間は、通算期間に含まれないものとする。

（社会保険等）

第7条 特任研究助教及び博士研究員は、原則として日本私立学校振興・共済事業団、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入するものとし、保険料の被保険者分を負担する。

（解除）

第8条 甲南学園就業規則第14条に規定する事項のいずれかに該当するとき、又は同第24条に規定する事項のいずれかに違反したときは、雇用契約を解除することがある。

（規程の準用）

第9条 特任研究助教及び博士研究員の就業に関する事項等については、この細則に定めるもののほか甲南学園就業規則第17条（休日・休務日）、第40条（保健衛生）、第41条（病者の就業禁止）、第43条及び第44条（災害補償）の規定及びその他関連規程を準用する。

（改廃）

第10条 この細則の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 甲南大学先端生命工学研究所博士研究員及びリサーチ・アシスタントの勤務及び待遇等

に関する施行細則は、廃止する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。